

岩手県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 一 関市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 一 関都市計画下水道事業一関市公共下水道（千厩処理区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成14年2月26日から平成36年3月31日まで